

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安非法制違憲訴訟の会
No：4 2017年3月27日
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町17-6
渋谷協栄ビル2階
電話 03-3780-1260
FAX 03-3780-1287
Mail: iken.soshou@gmail.com

安非法制施行から1年

内田雅敏弁護士

安非法制違憲訴訟の会共同代表



2014年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定、翌15年9月19日未明の安非法制の強行採決、そして昨16年3月29日の安非法制施行から1年が経過した。

この3年間で、日本の安全保障政策の根幹が変えられた。それは、日本が戦後、冷戦という厳しい国際環境の中で、何とか堅持してきた「戦争をしない国」から、「戦争できる国」さらには「戦争を欲する国」へというこの国の「国柄」の大転換であった。

70余年前、私たちは、アジアで2000万人以上、日本で310万人の非業・無念の死を強いられた人々の声に耳を傾けながら、「政府の行為によって、ふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」（憲法前文）、第9条「戦争放棄」を定め、戦後の再出発をした。この「決意」を具体化するために、非核三原則、武器禁輸原則等々を定め、遵守して来た。

ところが、前記集団的自衛権行使容認の閣議決定前後より、武器禁輸原則がなし崩しにされ、同年10月には経団連が、「武器輸出を国家戦略とする」提言をなし、これを受けて防衛省は、防衛装備庁を発足させ、武器輸出の窓口とした。武器輸出の為には「紛争」が不可欠である。集団的自衛権行使容認により、日本に対する攻撃がなくとも他国と共同して「戦争できる国」になった日本は、さらに武器輸出を国家戦略とすることによって「戦争を欲する国」になってしまった。安倍政権の特色は言葉を大切にしないことである。戦争

を平和と言い換え、憲法との衝突を免れるために戦闘を衝突と言い換える。戦争の最初の被害者は「真実」である。歴史の教訓に基づく言葉だ。「戦争を欲する国」は、市民に「真実」を隠し、秘密を創る。だから真実を伝えるメディアを嫌い、報道を制限し、人権を制限しようとする。すでに秘密保護法は制定されている。放送法第4条を使つての政府によるメディア規制も公然と行われた。そして現在(いま)、国家緊急権と共謀罪が企てられている。国家緊急権とは、権力の集中、手続きの省略、人権の制限である。内心の動きだけで罰しようとする共謀罪は実行行為があつて初めて罰し得るとする、近代刑法の原則に反する。

集団的自衛権行使容認、安非法制によって、この国の国柄が変わるといふのはこういうことである。駆けつけ警護の任務も付された自衛隊の南スーダン派遣も強行された。沖縄における米軍新基地も強行されようとしている。対米追随は、日本の戦後の宿痾であるが、喜々としてトランプ米大統領に会いに行く安倍政権は、対米従属を加速する。集団的自衛権行使容認、安非法制は米国の強い要求によるものでもあつた。私たちは、何を為すべきかについて迷うことはある。しかし何をすべきかについては迷うことはない。歴史がそれを教えてくれる。歴史を教訓としない安倍政権には、これが分からない。総がかり行動と連携し、全国的規模で展開されている安非法制違憲訴訟は、歴史を顧みない安倍政権に対する闘いである。

安保法制違憲訴訟・3月3日東京地裁 東京・国賠訴訟で第3回目の口頭弁論

安保法制が憲法に違反し、人格権や平和的生存権、憲法改正決定権を侵害しているとして、一人当たり10万円の損害賠償を求めた東京・国賠訴訟第3回口頭弁論が、3月3日、午前10時半から東京地裁で開かれた。今回から、東京第二次訴訟の原告団と併合したため、原告は1321人となった。この日の口頭弁論も、門前払いを意図する国側が、意見陳述を行わず、原告側のみの意見陳述となった。原告団30名と満員の傍聴者約100名が見守る中、原告の3人と代理人弁護士3人の計6人がそれぞれ陳述した。

口頭弁論では、まず、**代理人弁護士の伊藤真、橋本佳子、杉浦ひとみの各弁護士が陳述**。伊藤弁護士は、立法不法行為と安保法制定過程の違法性について、橋本弁護士は、原告らの訴えの大きな柱である憲法改正決定権が侵害している点について、杉浦ひとみ弁護士は、原告らが安保法制定によって人格権・平和的生存権・憲法改正決定権が侵害されたとする準備書面の概略を陳述した。

その後、**原告の田島諦さん、飯田能生さん、岡本達思さんが堂々の意見陳述**を行い、傍聴者から拍手がわく場面もあった。【陳述要旨右記参照】



原告の田島諦(てい)さんの意見陳述【要旨】

原告の田島諦さんは、「中学1年生の時に敗戦を迎え、それまで、愛国少年として大東亜戦争に勝利することが生きる目的であり、生きる支えであったにもかかわらず敗戦によってそれらを失った。それ以降、自分の人生は、なぜ愛国少年への作り上げられてしまったのか、その原因を探り、それまでの自分を克服し、人間としてまっとうなあり方を取り戻していくことが、その後の私の生涯であった。自分の頭で考え、自分で判断し、自発的自主的に行動できることが私が生きていくうえで欠くことのできない条件になっている。この条件を日本国憲法は保障しているはずだったが、安倍政権はそれを不可能にしてしまった」と陳述した。

原告の飯田能生(よしき)さんの意見陳述【要旨】

原告の飯田能生さんは、「憲法の世界でどのように実現されているか、国民が憲法の恩恵を享受しているか、この目で見てやろうという動機で、NHKに入社した」と述べ、ニュース制作のプロデューサーとして勤務する中、「NHK会長の『政府が右というものを左とは言えない』との発言や、ジャーナリズムへの政権与党からの圧力がかかる中、安保法制が強行採決。それが私の運命を変えた。NHKを退職して、自分は小さな存在にすぎないが一人でも立ち上がろうと決意した。民主主義の時計の針をあととどりさせることなく、前に進める司法判断を切に希望する。」と陳述した。

原告の岡本達思(たっし)さんの意見陳述【要旨】

原告の岡本達思さんは、レバノンのパレスチナ難民の子どもたちを支援する里親運動に参加してきた経験から陳述。「これまで、パレスチナに限らず中東諸国の多くの人々が、返和憲法の下、平和外交や人道支援を続けてきた日本に対して絶大な信頼を寄せていた、しかし、安倍政権によってその信頼が薄れ、安保法の成立によって非戦を誓った日本への世界の信頼を壊すこととなった。私や私の仲間たちが積み上げてきた中東の人々との信頼に基づいた取り組みや中東の子どもたちへの支援を大きく侵害されたことを強く訴えたい」と陳述した。

続いて、口頭弁論で陳述した代理人及び原告が、それぞれ報告を行い、最後に**代理人の福田護弁護士**が、「今が正念場だ。私たちの力を結集して、法廷を埋め尽くし、裁判所を包囲して、裁判官の心を動かし、裁判所に正面から安保法制に向かわさせるかどうかの局面だ。裁判所にいい加減な対応はさせないぞ、という態勢を作っていかなければならない」と訴え、集会を終了した。

報告集会を開催 150名が参加



裁判終了後、13時から参院議員会館講堂で、150名が参加して報告集会を開催した。

集会は、**杉浦ひとみ弁護士の司会**で進められ、主催者を代表して**違憲訴訟の会共同代表の寺井一弘弁護士**が挨拶、「今日の三人の原告の陳述を聞いて、昨年4月26日に提訴してほんとによかったと感じた。現在、15の地裁で19件の訴訟が起きている。ひとりひとりの生き方、人間の尊厳を守ることがいかに大事なことなのか、このことを真正面から否定する安倍政権に鋭く迫っていく、このことがこの裁判を支えている。長い裁判になるが皆さんの力をお寄せいただいで、厳しいたたかいを頑張っていきたい」と決意を述べた。

第2回全国経験交流集会を開催 67人の弁護士が集う

(要約文責：杉浦ひとみ)

2月25日、第2回違憲訴訟の全国経験交流集会を都内にて開催した。札幌から沖縄まで全国21地域の弁護士67人のほか、研究者や朝日、毎日、共同通信、NHK及びフリーのジャーナリストが参加した。

安保法制違憲訴訟の会共同代表から、まず寺井一弘による「訴訟で勝つための活発な意見交換をしよう」との開会挨拶の後、杉浦ひとみから「自分たちで軌道を引きながら創る裁判。市民や社会に希望を与えている」との基調報告。伊藤真からは「違憲訴訟有害論（合憲呼び水論）の克服」について、福田護からは、論点ごと【権利論（被侵害利益の要保護性）、損害論（具体的損害の主張立証）、違憲論（違憲の論拠）、裁判所の役割論（付随審査制、司法消極主義、憲法判断回避）、差止め訴訟の問題点（訴訟要件論他）】についての説明がなされた。さらに、原告でもある飯島滋明名古屋学院大学教授から、「学者も安保関連法案に怒っている、立ち上がった市民や弁護士と共闘していきたい」との基調講演が行われた。

全国各地からの報告（敬称略）

【福島 渡邊則芳】原発訴訟も抱えていることから代理人が集りにくいが、原告数を増やしたい。

【札幌 高崎暢】恵庭事件や長沼訴訟など、これまで多くの憲法訴訟が闘われ、その精神を引継ぐ。

【釧路 齋藤道俊・倉本和宜】釧路地裁管内は北海道の半分を占める。帯広に司令団もあり、元自衛官を原告にしたい。

【群馬 大塚武一】自衛隊の基地がある。意見陳述は、裁判官の視覚に訴えるものを工夫したい。

【群馬 廣田繁雄】抽象的な安保法制ではなく、具体的な声を訴えていきたい。

【埼玉 北澤貞男】「立憲主義の下で平穏に暮らす権利」として、被侵害利益は独自に検討中。

【京都 湖海信成】原告団総会で「端的に安保法制を違憲といえないのか」「非常に理解しにくい」という意見が出て説明に苦慮。

【岡山 河田英正】第1回期日の後の法曹忘年会で担当裁判官から、「意見陳述は素晴らしかった、心を動かされました」と言われた。

【山口 山本直】山口弁の「わやしちやいけん」がキャッチフレーズ。歴史的視点をとらえてみよう、歴史学者を呼び勉強している。

【福岡 名和田茂生】弁護団の共同代表はオール福岡。2週に1度原告を含めた勉強会を開催。

【長崎 吉田良尚】準備書面などで、引用文献一覧表を作成し、裁判官にも読みやすいよう工夫。

【大分 上垣内悦子】日本は被害国と加害国の側面あり。戦争加担の心の傷もある。

【宮崎 江原健太】原告中心の訴訟にしないと勝てない。原告200名全員分の陳述書を作りたい。

【鹿児島 井口貴博】準備段階。3月2日に今後に向け弁護団会議開催。

【沖縄 加藤裕】辺野古、高江、嘉手納、普天間、身柄被拘束者など、代理人のやりくりが大変だが頑張る。

【長野 山岸重幸】満州に県をあげて満蒙開拓団を送り込んだ土地。法律論より原告自身の話が大事。

【大阪 櫻井聡】原告団ニュースを発行。意見陳述は、「主張として扱う」と裁判所が言っている。マスコミとも連携。

【広島 佐藤浩太郎】広島は平和教育が根付いておりこれを生かしたい。

【神奈川 関守麻紀子】準備書面で国連のPKOの性格の変遷などをしっかり主張。

【神奈川 岡田尚】原告意見陳述の後、傍聴席から拍手が起こったが、裁判官は止めなかった。

【女の会（東京） 中野麻美】憲法を支えに人生を切り開き行動を重ねてきた女性たちが、安保法制制定で奪われた女性の権利と闘いの歴史を説明。早く自衛隊トップと安倍総理を証言台に引っ張り出したい。



全国の提訴・裁判の状況 (2017年3月23日現在)

提訴地	裁判の内容	次回期日	提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	6月2日 10:30	大阪	差止・国賠	5月30日 15:00
	差止・国賠	4月14日 10:30	岡山	国賠	7月12日 14:00
	女の会 国賠	6月16日 15:00	広島	差止・国賠	6月14日 10:00
札幌	差止・国賠	6月9日 15:00	山口	国賠	4月26日 14:30
福島(いわき)	国賠	4月26日 13:30	高知	国賠	4月26日 14:00
神奈川(横浜)	差止・国賠	5月11日 15:30	福岡	国賠	6月16日 14:00
埼玉	国賠	5月17日 11:00		差止・国賠	4月12日 14:00
長野	国賠	5月12日 10:30	長崎	国賠	5月30日 14:00
京都	国賠	4月20日 16:00	大分	国賠	5月25日 10:30
提訴確定：3月29日 宮崎・群馬 / 5月 釧路・鹿児島 / 6月 沖縄					

東京原告の会結成に向けて

3月21日、「原告アイデア出し会議」を開催した。全国で数ある訴訟のうち、原告団が先にできて、弁護士を探すものは珍しい。多数である弁護団が先にできる場合は、募集された原告はどうしてもお客様になってしまう。しかし、原告がお客でいるうちは、車輪は片方しか回っていない。片方の車輪だけでは、この裁判は回らないのだ。

「弁護団と原告団、この両輪をどうすれば回せるのか」と手探りをしていた昨年末、口頭弁論後の報告集会の後に、「陳述書の書き方教室」のDVD上映を行った。上映後、自然発生的に原告が話をはじめた。みな何かをやりたがっていた。その後、原告集会を2回開催したが、互いに知らない者同士、自己紹介だけで時間を費やしてしまう。この仲間をどうやって有機的に結び付ければいいのか。そうしてたどり着いたのが「原告アイデア出し会議」だった。「WEB」「陳述書」「地域との連携」「チラシ」と4つのグループに分かれて話をした。自分たちの中から具体的なアイデアが出れば、車輪は回ると確信した。

次回期日、4月14日の報告集会後の原告集会で、東京原告団を正式に結成する。弁護団の呼びかけに、「今、自分が原告になるべきだ」と勇気を持って答えた原告のひとり一人が動き出そうとしている。ドリームチームと呼んでいい弁護団と、しっかりとした意思を持った原告団！この裁判は、必ず勝つ！

(安保法制違憲訴訟の会 事務局 山口あずさ)

東京差止訴訟 第3回期日 4月14日 10時30分
東京国賠訴訟 第4回期日 6月2日 10時30分
共通スケジュール

9:30～ 地裁前アピール行動！
10:30～ 103号法廷にて口頭弁論 ※傍聴券は抽選
13:00～ 報告集会 参議院議員会館
14:45～ 原告集会 報告集会と同じ場所

原告になりませんか？

東京では、第3次提訴に向けて原告を募集しています。住所、氏名(ふりがな)、生年月日、電話、FAX、メールアドレスを記載して、WEBフォーム(推奨)、メール、FAX、郵便などで、お申し込みください。

<http://anpoiken.jp/>

安保法制違憲訴訟を支える会

安保法制違憲訴訟は、多くの方に支えられています。会員の方は、新年度になりましたので、年会費の納入をお願いします。また、「安保法制違憲訴訟を支える会」では、引き続き新会員を募集しています。会費は年3000円(1口 何口でも可)で、裁判の実費や裁判に関するニュースの発行などに使用します。

【現在の会員数 1280人】

新年度になりました。年会費の納入を！ 【年会費の振込先】

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会

(アポ ホウセイケンソウヨウササエカイ)

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイレクト 口座記号・番号：00140-514288
ATM 口座記号・番号：001405-514288
窓口 口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九(ゼロイチキュウ)店(019)
預金種目：当座 口座番号：0514288

【支える会連絡先】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 平和フォーラム気付
Tel.03-5289-8222 Fax.03-5289-8223
E-mail soshou.sasaeru@gmail.com